

看護大学周辺地域 景観形成住民協定書

(前 文)

私たちの住む駒ヶ根市は、アルプスがふたつ映るまちとして知られ、雄大な山並みや清らかな河川などの自然と、歴史的文化的遺産に恵まれ、それらは田園やまち並みと共に親しみのある故郷の景観を形成しています。私たちは、長野県看護大学の開学に伴い、看護大学を新たな地域のシンボルとしてとらえ、学園のあるまちにふさわしい周辺環境の整備に努め、優れた景観を守り育て、これを次の世代に引継いで行くために、この協定を締結します。

(目 的)

第1条 この協定は、長野県看護大学周辺地域における環境整備と景観形成に必要な事項について協定し、学園のあるまちにふさわしい美しいまちづくりを目指すことを目的とします。

(景観形成住民協定地域)

第2条 この協定の対象となる地域（以下「協定地域」と言う）は、別図に示す上穂町区第5町内の地域（約40ha）とします。

(協定の締結)

第3条 この協定は、協定地域内の土地所有者並びに建築物等の所有を目的とする地上権者、及び賃借権者の3分の2以上の合意により締結します。（以下協定を締結した者を「協定者」といいます。）

(協議会)

第4条 この協定の運営に関する事項を処理するため、看護大学周辺地域景観形成住民協定協議会（以下「協議会」という。）を設置します。
2 協議会の組織、運営等の必要な事項は別に規約で定めます。

(協定地域内における協定者の責務)

第5条 協定者は、次の事項について積極的に取り組みます。

- (1) 敷地内の空地、特に道路に面した部分には、出来る限り草花、樹木を植え緑化に努めます。

- (2) 自治会が実施する環境美化、資源の再利用、ゴミの分別収集などに積極的に取り組み環境美化に努めます。
- (3) 学園通り及びあかねの道の沿線は、市の管理義務と共に、緑化及び環境保全に努めます。
- (4) 学園通り及びあかねの道の沿線並びにせせらぎ等の清掃を定期的実施します。
- (5) 協定地域内の道路、河川及びふじ山公園など年2回以上の美化清掃を実施します。

(まちづくり基準)

第6条 協定地域内における良好な環境の創出のために、地域内の基本的なまちづくりの方針や、土地利用計画、その他良好なまちづくりに必要な基準（以下「まちづくり基準」という。）を定め、これに適合するように努めます。

(協定地域内における行為の届出等)

第7条 協定地域内において、次に掲げる行為、又は手続等をしようとするときは、それが具体化する前に協議会と協議するものとします。

- (1) 土地及び建築物等の権利の移転
- (2) 農振除外
- (3) 農地転用
- (4) 現在の土地利用の変更
- (5) 建築物、工作物等の新築、増築、改築、移転、外観の変更
- (6) 土地の造成や、柵、擁壁等の設置
- (7) 屋外広告物の設置
- (8) 自動販売機の設置

2 前項の協議を経た後、その行為を実施、又はその行為の実施に当り必要とされる各種法令に基づく申請、届出等の手続をしようとするときは、その行為に着手又は手続をする30日前までに、協議会に届け出るものとします。

3 第2項の届出をしようとする者は、別に定める額の手数料を協議会に納めるものとします。

4 その他届け出に係る必要な事項は、別に定めます。

(審査会)

第8条 協議会は、前条の規定による協議又は届出について審査するため、審査会を設置します。

2 審査会の構成、運営等必要な事項は別に定めます。

3 協議会は、前条の規定による協議又は届出があった場合は、すみやかに審査会を開催し、まちづくり基準に適合するかどうか審査し、適合することを確認した場合は、その旨を文書をもって申請者に回答するものとします。

4 協議会は、前項の場合において、まちづくり基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者と協議し、必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとします。

5 協議会は、前項の場合において、当該届出に係る行為が、地域の環境に重大な影響を及ぼすと認められる場合は、関係地域に届出内容を公開することができるものとします。

6 協議会は、必要に応じて前条第2項の申請者と協定書等を締結することができるものとします。

(協定の効果)

第9条 協定地域内の権利を移転する場合は、譲受人に協定内容を引き継ぐものとします。

2 協定の施行日以降、新たに協定地域内に権利を取得した者に対しても、協力を求めるものとします。

3 協定者以外の協定地域内の土地所有者、及び建築物等の所有者並びに借地権者等に対しても、この協定内容について協力を求めるものとします。

(協定の有効期間)

第10条 協定の有効期間は、締結の日から満10年間とし、期間満了前に協定者の過半数から改定及び廃止の申し出がなかった場合は、更に10年間延長されるものとし、以降同様とします。

(協定の改定及び廃止)

第11条 この協定書の内容、及びまちづくり基準を変更しようとする場合は、第3条同様権利者の3分の2以上の合意を必要とするものとします。ただし、協定地域に隣接する協定地域外の土地の権利者が、新たにこの協定に参加しようとするときは、参加者が、協議会に合意の意思表示を書面で行い、協議会がこれを認め

た場合は、協定地域に編入できるものとします。

2 この協定を廃止する場合は、協定者の過半数の合意を必要とするものとします。

(補則)

第12条 この協定に規定するもののほか、協定の実施に関して必要な事項は別に定めます。

附則

この協定は、平成8年4月1日から効力を発するものとします。

協定締結代表者

看護大学周辺地域景観形成住民協定協議会

会 長 吉 川 文 人

